

参考資料

令和元年第4回市議会（臨時会）
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 54 号	堺市博物館条例の一部を改正する条例	1
議案第 55 号	堺市火災予防条例の一部を改正する条例	3
議案第 56 号	堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例	7
議案第 57 号	堺市下水道条例の一部を改正する条例	11

<議案第 54 号 堺市博物館条例の一部を改正する条例>

堺市博物館条例（昭和 55 年条例第 13 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（事業）</p> <p>第 2 条 博物館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）博物館資料に関する<u>専門的、技術的な</u>調査研究を行うこと。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>（観覧料）</p> <p>第 3 条 博物館資料の<u>展示会場に入場しようとする者は、別表の範囲内</u>において、市長が定める観覧料を納付しなければならない。ただし、特別の資料を展示したときは、<u>1,000円以内</u>でその都度市長が別に定める特別観覧料を納付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特別利用の許可等）</p> <p>第 4 条 （略）</p>	<p>（事業）</p> <p>第 2 条 博物館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）博物館資料に関する<u>専門的又は技術的な</u>調査研究を行うこと。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>（観覧料）</p> <p>第 3 条 博物館資料の<u>展示を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、別表に定める額の範囲内</u>において、市長が定める観覧料を納付しなければならない。ただし、特別の資料を展示したときは、<u>1人1回につき1,000円以内</u>でその都度市長が別に定める特別観覧料を納付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第 4 条 <u>観覧者は、市長が別に定める使用料を納付して附属設備を使用することができる。</u></p> <p>（特別利用の許可等）</p> <p>第 5 条 （略）</p>

(観覧料等の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料及び特別利用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第6条 (略)

(博物館協議会)

第7条 (略)

(委任)

第8条 (略)

(観覧料等の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料、使用料及び特別利用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第7条 (略)

(博物館協議会)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

<議案第 55 号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例>

堺市火災予防条例（平成 20 年条例第 25 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（ネオン管灯設備）</p> <p>第 21 条 ネオン管灯設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造ったおおいを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。</p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（ネオン管灯設備）</p> <p>第 21 条 ネオン管灯設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。</p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>（避雷設備）</p> <p>第 23 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（避雷設備）</p> <p>第 23 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（電気を熱源とする器具）</p> <p>第 30 条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと</p>	<p>（電気を熱源とする器具）</p> <p>第 30 条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）安全装置は、みだりに取り外し、又はその器具に不適合なものと取</p>

取り替えないこと。

2 (略)

(玩具用煙火)

第36条 (略)

2 (略)

- 3 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号に定める数量の5分の1以上同号に定める数量以下の玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施したおおいをしなければならない。

(設置の免除)

第43条 (略)

- (1) 第41条第1項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (2) 第41条第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (3) 第41条第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第

り替えないこと。

2 (略)

(玩具用煙火)

第36条 (略)

2 (略)

- 3 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号に定める数量の5分の1以上同号に定める数量以下の玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

(設置の免除)

第43条 (略)

- (1) 第41条第1項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (2) 第41条第1項各号に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (3) 第41条第1項各号に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第3条第3項第2

3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(4) 第41条第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(5) 第41条第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(新設)

(6) 第41条第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型住居施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(4) 第41条第1項各号に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(5) 第41条第1項各号に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(6) 第41条第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(7) 第41条第1項各号に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

<議案第 56 号 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例>

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、基本料金と従量料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とし、使用者又は総代人から徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、消火栓1個1回につき前項の規定により算定した額<u>に100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、私設消火栓にメーターが設置されていないときは、口径が25ミリメートル以上のメーターが設置されているものとみなし、1個1回の使用水量は、使用時間10分（10分未満の端数は、切り上げる。）当たり6立方メートルとし、これを1単位として料金の算定を行うものとする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(料金算定の特例)</p> <p>第26条 水道を使用しなかったため、メーターが使用水量を示さない場合でも、給水装置の使用の休止を届け出ないときは、基本料金に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を徴収する。</p> <p>2 家庭における日常生活の用に使用する場合であって、1個のメータ</p>	<p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、基本料金と従量料金の合計額<u>に100分の110</u>を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とし、使用者又は総代人から徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、消火栓1個1回につき前項の規定により算定した額<u>に100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、私設消火栓にメーターが設置されていないときは、口径が25ミリメートル以上のメーターが設置されているものとみなし、1個1回の使用水量は、使用時間10分（10分未満の端数は、切り上げる。）当たり6立方メートルとし、これを1単位として料金の算定を行うものとする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(料金算定の特例)</p> <p>第26条 水道を使用しなかったため、メーターが使用水量を示さない場合でも、給水装置の使用の休止を届け出ないときは、基本料金に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を徴収する。</p> <p>2 家庭における日常生活の用に使用する場合であって、1個のメータ</p>

一で2以上の専用給水装置を使用したときの各専用給水装置に係る料金は、各専用給水装置の使用水量は均等とし、メーターの口径は20ミリメートル以下とみなし、前条第3項及び第4項の規定により算定した合計額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。この場合において、各専用給水装置の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、管理者が別に定める方法により算定する。

3 共用給水装置を使用した場合における料金は、各戸の使用水量は均等とし、メーターの口径は20ミリメートル以下とみなし、各戸ごとに前条第3項及び第4項の規定により算定した額の合計額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）の合計額とする。この場合において、各戸の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、管理者が別に定める方法により算定する。

4 （略）

5 管理者が別に定める場合を除き、1戸又は1箇所^ニに2個以上のメーターを設置したときの料金は、前条第3項の規定によるメーターごとの基本料金の合計額と、メーターごとに計量した水量の合計を使用水量として前条第4項の規定により算定した従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。この場合において、当該メーターの口径のいずれかが20ミリメートル以下のときは、メーターの設置個数にかかわらず、使用水量の10立方メートルまでの分については、メーターの口径が20ミリ

一で2以上の専用給水装置を使用したときの各専用給水装置に係る料金は、各専用給水装置の使用水量は均等とし、メーターの口径は20ミリメートル以下とみなし、前条第3項及び第4項の規定により算定した合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。この場合において、各専用給水装置の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、管理者が別に定める方法により算定する。

3 共用給水装置を使用した場合における料金は、各戸の使用水量は均等とし、メーターの口径は20ミリメートル以下とみなし、各戸ごとに前条第3項及び第4項の規定により算定した額の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）の合計額とする。この場合において、各戸の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、管理者が別に定める方法により算定する。

4 （略）

5 管理者が別に定める場合を除き、1戸又は1箇所^ニに2個以上のメーターを設置したときの料金は、前条第3項の規定によるメーターごとの基本料金の合計額と、メーターごとに計量した水量の合計を使用水量として前条第4項の規定により算定した従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。この場合において、当該メーターの口径のいずれかが20ミリメートル以下のときは、メーターの設置個数にかかわらず、使用水量の10立方メートルまでの分については、メーターの口径が20ミリ

メートル以下に係る従量料金を適用して算定するものとする。

6～9 (略)

(加入金)

第30条 (略)

2 加入金の額は、次の表の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、改造工事をする場合の加入金の額は、改造後のメーターの口径に応じる加入金の額と改造前のメーターの口径に応じる加入金の額との差額とする。

(略)

3・4 (略)

メートル以下に係る従量料金を適用して算定するものとする。

6～9 (略)

(加入金)

第30条 (略)

2 加入金の額は、次の表の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、改造工事をする場合の加入金の額は、改造後のメーターの口径に応じる加入金の額と改造前のメーターの口径に応じる加入金の額との差額とする。

(略)

3・4 (略)

<議案第 57 号 堺市下水道条例の一部を改正する条例>

堺市下水道条例（昭和 37 年条例第 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（使用料）</p> <p>第 18 条 使用料は、使用者が排除した汚水の量に応じ、使用期間 1 月につき、別表第 1 に定めるところにより算定した額に <u>100 分の 10</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（使用料）</p> <p>第 18 条 使用料は、使用者が排除した汚水の量に応じ、使用期間 1 月につき、別表第 1 に定めるところにより算定した額に <u>100 分の 11</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

令和元年第4回市議会（臨時会）
議案（条例関係）新旧対照表

令和元年6月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-19-0091